

新型コロナウイルス感染防止のための学校の運営について

教育環境の維持

- ◎ 集団感染のリスクが高まる3条件(密閉・密集・密接)を回避した教育活動の実施
- ◎ 児童生徒、教職員共に、こまめな換気、うがい、手洗い、咳エチケットを実践する。

授業、給食について

○通常授業に関する事項

- ・ 児童生徒の座席間の距離をできるだけとり、全員が前を向いた学習形式で行う。
- ・ 空き教室を適宜活用し、少人数授業体制をとる。

○グループ学習に関する事項

- ・ 全員がマスクを着用する。

○給食に関する事項

- ・ 配膳を行う児童生徒が衛生的に当番活動を行えるか確認する。
- ・ 全員が食事前に確実に手洗いを行ったか確認する。

毎日の健康観察、感染防止対策について

○検温について

- ・ 家庭と連携し毎朝の検温を行い、風邪症状の確認を行う。少しでも症状がある場合は、無理をせず休養させる。
- ・ 登校前に検温ができなかった児童生徒は、朝のうちに学校で実施する。(検温表を家庭に配布し、協力を依頼する。)

○消毒について

- ・ 多くの人が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)を1日3回(午前・昼・午後)消毒液で拭く。
- ・ 全職員で徹底した消毒に取り組む。

○生活習慣の改善について

- ・ 抵抗力を高めるための十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事について、適宜学校医・薬剤師からのアドバイスを受けながら養護教諭が学級担任と連携して指導を行う。

○部活動の当面の対応について

- ・ 部活動は4月10日から5月6日まで、全面停止とする。

○小学校の運動会について

- ・ 小学校の運動会は秋まで延期とする。(実施日は未定)

発症時の臨時休業等の措置

出席停止等の措置について

○個別の対応(教職員を含む)

- ・ 児童生徒及び教職員で感染や濃厚接触が確認された者は、保健所が示す起算日から14日間、出席停止とする。
- ・ 児童生徒又は教職員の家族が濃厚接触者と判定された場合は、判定日の翌日から14日間、出席停止とする。なお、その後のPCR検査で陰性と判定された場合も、14日間の経過観察として出席停止を継続する。

臨時休業(又は閉鎖)の措置について

○児童生徒の感染が確認された場合

- ・ 感染者が1人の場合は、学年閉鎖を基本とするが、当該児童生徒の周囲との交流状況を加味して、その範囲を判断する。
- ・ 感染者が複数人となった場合は、臨時休業とする。(閉鎖、休業の期間は、別途決定する。)

○教職員の感染が確認された場合

- ・ 感染者が1人の場合でも、学校閉鎖とする。(閉鎖期間は、別途決定する。)

感染者のいない学校を含めた一斉臨時休業の措置

〈感染拡大警戒地域の分類又は緊急事態宣言で「特定警戒都道府県」の分類となった場合〉

○県知事による一斉臨時休業の要請がない場合

- ・ 上記の【臨時休業(又は閉鎖)の措置について】により、学園を単位として検討する。(休業期間は、別途決定する。)

○県知事の一斉臨時休業の要請があった場合

- ・ 市内一斉臨時休業とする。